## 5．パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて

## （1）資源有効利用促進法について

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては，政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めており，現在，パソコン及び小型充電式電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。
＜参考資料＞
環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）
http：／／www．env．go．jp／recycle／recycling／recyclable／gaiyo．html

## （1）パソコン

事業系パソコンについては，製造等事業者が自ら指定した指定回収場所に おいて自主回収し，再資源化を行い，リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては，平成 15 年 10 月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお，平成 15 年 10 月以降，新規に販売さ れたパソコンについては，当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また，一般社団法人パソコン 3 R 推進協会により，自作パソコンや倒産し たメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化 についても，平成 16 年 7 月から開始されている。

なお，パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか，様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり，ひいては全体としての リサイクルが促進されることから，小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており，「3．小型家電リサイクル法について」において前述のとお り，両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。
＜参考資料＞
一般社団法人パソコン 3 R 推進協会ホームページ
https：／／www．pc3r．jp／home／

## （2）小型充電式電池

小型充電式電池については，製造等事業者が小型充電式電池使用機器の製造等事業者の協力を得つつ，小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収ボックスでの回収を無償で行い，再資源化を実施

している。加えて，一般社団法人 J B R Cが一般廃棄物広域認定を取得し，平成 30 年 10 月より，一般廃棄物としての小型充電式電池についても回収•再資源化を開始している。

従来から小型充電式電池は無償で回収されてきた経緯もあり，法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待されるところであり，都道府県においても，小型充電式電池のリサイクル， とりわけ家庭からの回収が円滑に進むよう，小型充電式電池が含まれる機器 の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握，住民への周知など，市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

また，平成 30 年 9 月 28 日付け事務連絡において，各市区町村に対して依頼しているとおり，各自治体の公共施設等，貴管下市町村における小型充電式電池の回収拠点登録に引き続き御協力をお願いしたい。
＜参考資料＞
小型充電式電池リサイクルのページ（一般社団法人 J B R C のページ）
https：／／www．jbrc．com／

## 6．「アフターメダルプロジェクト」の推進について

平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの期間で東京 2020 オリンピック・パラ リンピック大会の入賞メダルに小型家電から抽出されたリサイクル金属を用い るプロジェクト（通称「メダルプロジェクト」）が実施された。環境省では，日本全国のすべての国民の参加が得られる体制を構築し，小型家電リサイクル制度がレガシーとして循環型社会に定着することを目指して，本プロジェクトを積極的に推進した。

各自治体，全国の郵便局及び商工会議所•商工会等に対する回収ボックスの設置や全国各地のイベントでの本プロジェクトの P R •小型家電回収を通じ，各自治体との連携を加速させていったところ，プロジェクト終了時点において，本プロジェクトに参加した市区町村数は，全国1，741のうち9割を超える 1,575市区町村となった。多くの自治体の協力を得られた結果，令和元年7月10日に は，東京 2020 組織委員会による「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジ エクト $100 \%$ 達成感謝イベント」も開催され，メダル製作に必要な原材料を確保できたことも発表されたところであり，改めて御礼申し上げたい。

一方で，メダルプロジェクトは平成 31 年 3 月末に終了したが，当該プロジェ クト終了後も都市鉱山リサイクルを通じた循環型社会構築のために引き続き小型家電リサイクル制度に取り組む必要がある。ついては，環境省が今後積極的 に推進する「アフターメダルプロジェクト」において，小型家電リサイクルの促進に向けた優良事例の横展開や取組の連携を行う予定である。

特に今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年であり，住民

に小型家電リサイクルを周知するためのまたとない機会であるので，各自治体 におかれても引き続き小型家電リサイクル制度の普及啓発に取り組むようお願 いしたい。
＜参考資料＞
アフターメダルプロジェクト概要資料

## れんなの×ダルゴロジェクトから「アワターメダルコロジェクト」の電施へ








メダルプロジェクトの成綶をしがシーとして活用し，
「アフターメタルルプロジェクトの推淮を実龍！！

小型家電リサイクルの社会への定着，循酲型社会の推進へ！

## 7．食品廃棄物対策

## ＜参考資料＞

## 環境省 HP 食品リサイクル関係

http：／／www．env．go．jp／recycle／food／index．html

## （1）食品ロスの削減

国連の「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標（SDGs）」では，食品廃棄物に関して，「2030 年までに小売•消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ，収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」目標が掲げ られた。今後，こうした国際合意も踏まえながら，我が国における食品ロス削減•食品リサイクルを促進していくこととしている。

平成 29 年 6 月に，循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第四次循環計画」という。）が閣議決定され，その中に，SDGsを踏まえた家庭系の食品ロス削減目標（家庭から発生する食品ロ

スを2030年度までに半減）を含めるとともに，事業系の食品ロス削減目標に ついても，令和元年7月に策定した食品リサイクル法の基本方針において， 2030 年度までに2000年度比で半減させるとの目標を定めた。

これまでにも，食品リサイクル法の基本方針等を踏まえ，官民を挙げた食品 ロス削減国民運動を展開し取組を促進しており，環境省では，以下に示す事業 を通じて食品ロスの削減に取り組んでいるところである。食品ロスの削減は，市町村の廃棄物処理コストの削減にもつながるものであることから，都道府県 をはじめ自治体におかれては，地域の状況に応じて，食品ロス削減のため，地域の事業者等とも連携しつつ，きめ細やかな普及啓発に取り組んでいただきた い。

## （1）食品ロスの削減の推進に関する法律の成立（別添参照）

多様な主体が連携し，国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年5月法律第19号） が超党派の議員連盟による議員立法にて成立。

## （2）食品ロス量全国推計値の公表

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品，いわゆる「食品ロス」 が国全体で年間約 522 万トン（令和 2 年度実績）あるとの推計を令和 4 年 6月に公表した。

## （3）「食品ロス削減全国大会」の開催

令和 3 年 10 月 29 日及び 30 日に，愛知県豊田市において，「第 5 回食品口 ス削減全国大会」（主催：愛知県豊田市，全国おいしい食べきり運動ネット ワーク協議会＊）を開催した。
※…「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が，広く全国で食べきり運動等を推進し，食品ロスを削減することを目的とする協議会（令和3年9月14日現在で 434 の地方自治体が参加）

## （4）市町村による食品ロスに係る調査の支援

廃棄物処理法基本方針では，家庭から排出される食品廃棄物に占める食品 ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数を，平成 30 年度までに 200市町村に増大させる目標を設定した。環境省では，平成 29 年度より引き続 き過去に食品ロスの組成調査を行っていない市町村に対して，組成調査に対 する財政的•技術的な支援を行うとともに，環境省のホームページにおいて調査手順書と解説動画を公開している。

## （5）学校給食の実施に伴い発生する廃葉物の3Rの促進

学校給食における再生利用等の取組を促進するため，学校給食の実施に伴 い発生する廃棄物の3R促進に関するモデル事業を平成 27 年度から開始し，令和 3 年度は厚木市及び三重県において事業を実施している。

また，平成 29 年度には，モデル事業の結果に基づいて，市区町村の教育現場において，食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう，「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュア ル」を作成し，環境省のホームページに公開した（令和 4 年 3 月更新版を掲載中）。自治体におかれては，必要に応じて本マニュアルを施策の検討にご活用いただきたい。

## （6）自治体等と連携した普及啓発と情報提供

環境省では，自治体や事業者等における取組を支援するため，消費期限や賞味期限が近い商品から購入することを消費者に対して促すためのキャラ クター「すぐたべくん」，飲食店での食品ロス削減を推進するため，ドギー バッグに代わる新たな名称として選定された「mottECO」のロゴマークを使用したポスターやステッカーといった啓発資材を作成し，ホームページに て提供している。また，消費者や事業者•自治体の担当者等が食品ロスに関 する正確で分かりやすい情報を得られるよう，食品ロスに関する情報を集約 したポータルサイトを作成した。さらに，地方自治体が食品ロス削減の取組 を行う際の参考となるよう，「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マ ニュアル」を掲載し，情報提供を行っている。

## （2）食品リサイクルの推進（食品リサイクル法）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）は，食品廃棄物等について，発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに，資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的とし，食品関連事業者に対して，再生利用等実施率や発生抑制の目標値を課している。

平成 29 年 6 月に閣議決定された第四次循環計画において，家庭系食品ロス の削減目標が定められるとともに，事業系食品ロスの削減目標を食品リサイク ル法の基本方針の中で設定するとしたことを受け，令和元年度に予定していた施行状況の点検を 1 年前倒しとなる平成 30 年度から開始し，令和元年 7 月に は，家庭系食品ロスの削減目標と同様に，2030年度までに2000年度比で半減 するとの目標を食品リサイクル法の改正と併せ，基本方針において定めたとこ ろ。

また，食品リサイクル法では，食品循環資源の再生利用を促進していくため，再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が，また，再生品である飼料，肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」（いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度）が設けられている。

食品リサイクル法が施行して以降，一定の成果が認められるが，未だ目標に達していない業態もあることから，引き続き取組を進める必要がある。

## （1）令和 2 年度における食品循環資源の再生利用等実施率



## ② 食品関連事業者の発生抑制の目標値

平成 26 年に設定した発生抑制目標値については， 9 割の事業者が目標値を

達成している状況を踏まえ，令和元年7月の食品リサイクル法の改正において，既に設定されている 31 業種のうち， 19 業種で見直しを行うとともに，設定さ れていなかった 44 業種のらち，新たに 3 業種で目標を定めた。詳細について はインターネットで「食品廃棄物等の発生抑制の取組」と検索し，農林水産省 のホームページを参照のこと。

## （3）食品リサイクル法の施行状況の点検

平成 29 年 10 月より，中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料•農業•農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合において，食品リサイクル法の施行状況の点検を進め，前述のとおり令和元年7月に改正を行った。

## （4）地域における食品リサイクル推進の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として，食品廃棄物等の分別が困難であること，性状が不均質であること，民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高であること，食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられる。地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて，食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ，地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。各地方自治体におか れては，以下を活用しつつ，市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減等を推進していただきたい。

## （5）食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成 28 年度（平成 27 年度分の定期報告データ）より，地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう，食品リサイクル法に基づ く食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し，食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量，再生利用量等を都道府県別に報告させ，集計して いる。令和 2 年度分の定期報告データの集計結果については令和 4 年 6 月に農林水産省のホームページに公表した。インターネットで「食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について」と検索し，農林水産省 のホームページを参照のこと。

## （6）食品廃棄物の不適正転売事案の再発防止策について

食品循環資源の再生利用等を促進するとともに，食品廃棄物の適正処理を徹底することも重要である。平成28（2016）年1月には，登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚した。再生利用は，食品関連事業

者が排出事業者としての適正処理にかかる責任を全うした上で取り組まれる べきものである。
排出事業者責任の徹底に係る取組については，「2．排出事業者責任について」 （P．184）を参照いただきたい。

## （7）養豚農業振興法を受けた環境省の対応

環境省では，食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ，いわゆる「エ コフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の促進を図ってきた。養豚業におけるエコフィードの利用について，環境保全を前提としつつ，地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていた だけるよう，

- 食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
- 特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例等を資料集（ガイドブック）として取りまとめた。



## 食品ロス関係資料

## 食品ロスの削減及び食品リサイクルの推進について

## O食品ロス削減推進計画の策定について

－令和元年 10 月の「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下，食品ロス削減推進法という。）」の施行を踏まえ，令和 2 年 3月に同法第11条に基づく基本方針を閣議決定したところ。
－各都道府県•市町村においては，同方針を踏まえ同法第12条又は第13条に基づく食品ロス削減推進計画の策定に向け た積極的な取組をお願いしたい。なお，計画策定に当たつては，廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画の中に食品ロス の削減の取組を位置付ける形で一体的に作成することも可能。

## ○市町村等への支援について

－食品ロス削減推進法の施行等を踏まえ，食品ロスの削減•食品リサイクルの推進を実効的に推進するため，①組成調査 の実施支援，②地方公共団体が実施する先導的な食品ロス削減•食品リサイクルの取組に関するモデル事業等及び（3）地方公共団体における食品ロス削減推進計画策定等支援事業について，今年度実施。
－モデル事業においては，環境省請負事業において，地方公共団体の取組の実費等への支援（上限あり）を行うとともに，取組の効果を検証し，その成果を広く発信することで，他の地域への横展開を図ることを目的とする。
－また，令和元年に施行された「食品ロス削減推進法」においては，都道府県及び市区町村は，区域内における食品ロス の削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされている。環境省では，地方公共団体における食品 ロス削減推進計画策定等支援事業により，この計画策定の技術的支援を実施している。

## 〈食品口スの問題〉

- 我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- 持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

令和元年5月31日に令和元年法律第19号と して公布 10月1日より施行

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大），環境負荷の増大等の問題も

## 前文

－世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で，とりわけ，大量の食料を輸入し，食料の多くを輸入に依存している我が国として，真摯に取り組むべき課題であることを明示
食品ロスを削減していくための基本的な視点として，①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み，社会全体として対応していく よう，食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと，② まだ食べることができる食品については，廃棄することなく，できるだけ食品 として活用するようにしていくことを明記
$\Rightarrow$ 多様な主体が連携し，国民運動として食品ロスの削減を推進するため，本法を制定する旨を宣言

## 食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組
責務等（第 3 条～第 7 条）
国•地方公共団体•事業者の責務，消費者の役割，関係者相互の連携協力

## 食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進

 （第8条）食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当 たっては，この法律の趣旨•内容を踏まえ，食品ロスの削減を適切に推進

## 食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため，食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を設ける。

```
基本方針等（第11条～第13条）
```

- 政府は，食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県•市町村は，基本方針を踏まえ，食品ロス削減推進計画を策定


## 基本的施策（第14条～第19条）

①消費者，事業者等に対する教育•学習の振興，知識の普及•啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売•購入，販売•購入をした食品を無駄にし ないための取組等，消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
（2）食品関連事業者等の取組に対する支援
（3）食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
（4）食品ロスの実態調査，食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集•提供 ⑥フードバンク活動の支援，フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査•検討

## 食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に，関係大臣及び有識者を構成員とし，基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

## 食品ロスの削㨔に向けた政㾈の体制•取組（檘要）



令和 4 年度
地方公共団体等による食品ロス削減•食品リサイクル推進モデル事業等について

| 事業の榡要 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| －環境省では，食品口スの削減•食品リサイクルを実効的に推進するため，地方公共団体や事業者が実施する取組を支援し，その成果を広く情報発信し横展開を図ることを目的として，食品口ス削減•食品リサイクル推進モデル事業，mottECO導入モデル事業，食品廃棄ゼロエリアモデル事業及び学校給食における食品ロス削減等に関する取組 のモデル事業を実施する地方公共団体及び事業者等を募集しました。 <br> 本事業では，地方公共団体及び事業者等が実施する食品口ス削減及び食品リサイクル等に関する先進的取組につい て，環境省が技術的•財政的な支援を行うとともに，その効果を取りまとめ，他の地域への普及展開を図ります。 |  |  |
|  |  |  |
| 部門 | モデル事業概要 | 採択件数 |
| －部門 I <br> （食品ロス削減－食品リサイクル推進モデル事業） | 本モデル事業は，食品関連事業者や市民団体等と連携した先導的な食品ロス削減－食品リサイクルの施策を実施しようとする地方公共団体及び事業者を支援することを目的とし，施策実施に必要となる事前調査，関係者との調整，施策 の検証等について，その費用の支援及び技術的支援を行うものです。 | 3件 <br> －公益財団法人Save Earth <br> Foundation <br> －エイチ・ツー・オーリティリング株 <br> 式会社 <br> －学校法人 藍野大学 |
| －部門III <br> （mottECO導入モデル事業） | 本モデル事業は，地方公共団体や事業者が飲食店等においてmottECOの導入を行うものです。また，mottECOの導入だけでなく，導入のための方策検討や導入時の課題整理，事業継続のためのスキーム検討，普及啓発資材の活用，消費者への自己責任の呼びかけ方法等の検討 $\cdot$ 検証 - 調査，関係者との調整等について，その費用の支援及び技術的支援を行うものです。 | 2件 <br> －株式会社セブン\＆アイ・フードシ ステムズ，ロイヤルホールディング ス株式会社，SRSホールディング ス株式会社，日本ホテル株式会社 －株式会社ハジメフーズ |
| －部門III <br> （食品廃棄ゼロエリアモデル事 <br> 業） | 本モデル事業は，地方公共団体や事業者が特定のエリア内の食品廃棄ゼロを目標とし，リデュース，リユース，リサイクルの3Rを活用した施策実施に必要と なる事前調査，関係者との調整支援等について，その費用の支援及び技術的支援を行うものです。 | 2件 <br> - 株式会社ドール <br> - 一般社団法人 食品ロス・リボー <br> ンセンター |
| －部門IV <br> （学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業） | 本モデル事業は，市区町村が，市区町村教育委員会，学校関係者，関係事業者等の地域の関係者と協力し，学校給食の実施に伴う食品ロスの削減を含む食品廃棄物の3Rの実施や，3Rを教材とした食育•環境教育の実施，地域循環共生圏の形成•高度化の取組を支援するものです。 | 2件 <br> - 滋賀県大津市 <br> - 三重県 |

## 食品廃亲ゼロエリアモデル事業



食品口スの削減と食品リサイクルにより，食品廃棄ゼロを達成するエリアを創出

○ドギーバッグに代わる新たな名称として選定された「motteで
○「もっとエコ」「持って帰ろう」という意味が込められたネーミングで，
ロゴには食べ残しを，ボックスに入れ持ち帰ると，みんなが，美味しくて笑顔，
無駄が無くて笑顔，自分も工コに貢献できたことに笑顔，
と，人々が笑顔になることを表現したデザイン。
○飲食店や自治体が利用可能な，ロゴマークを使用したポスターやステッカーも作成。
環境省HPよりダウンロードが可能。＜http：／／www．env．go．jp／recycle／food／motteco．html＞

＊1 環境省•消費者庁•農林水産省・ドギーバッグ普及委員会主催の「Newドギーバッグアイデアコンテスト ネーミングの部」にて大賞を受賞し，飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称として選定されました。

## （ご参考）食品ロスに関する情報を一元的に集約したHP等

○消費者，自治体，事業者等の様々な主体が食品ロスの削減に向けた取組を進めるには，何よりもまず，身の回りの食品ロスについて正碓な情報を得ることが重要。
○環境省では，それぞれの主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができる環境を整備するべ く，食品ロスに関する情報を集約したポータルサイトを作成している。
「食品ロスポータルサイト」はこちら！


○全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会
各市町村の食ロスに関する施策等について紹介されている https：／／info．pref．fukuil．lg．jp／junkan／tabekiri／network／

○一般財団法人 全国食品リサイクル連合会
食品リサイクル法に関する取組について http：／／shokuri．jp／


## 8．自動車リサイクル法について

## （1）施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）が平成 17 年 1 月から完全施行された。

## （1）使用済自動車の引取台数

平成 23 年度に自動車リサイクル法施行以降初めて 300 万台を下回ったが，平成 24 年度以降は例年並みに回復し，令和 2 年度は前年度から微減の 315万台となった。

## （2）特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は，自動車破砕残さ（Automobile Shredder Residue，以下「A S R 」という。），エアバッグ類，フロン類を引き取り，A S R 及び エアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を，フロン類につ いては破壊を実施する義務がある。令和2年度における再資源化の状況は， A S Rについては $95 \% \sim 97.5 \%$ ，エアバッグ類については $95 \sim 96 \%$ であり，各社ともに基準（A S R：70\％，エアバッグ類：85\％）を上回る再資源化を達成している。

## ＜参考資料＞

自動車リサイクル法の施行状況に関する報告（産業構造審議会産業技術分科会廃董物• リサイクル小委員会自動車リサイクルWG，中央環境審議会循環型社会部会自動車リサ イクル専門委員会 第56回合同会合議事次第•資料）
http：／／www．env．go．jp／council／03recycle／56．html

## （2）地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり，自動車リサイクル法で定められたル ート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されないよう，引き続 き措置することが重要である。
無許可解体業者等の存在は，事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり，これまでも地方公共団体及び関係団体とも連携 しつつ，自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところ である。また，各地方公共団体においては，立入検査を計画的に行う等，厳正 な法の執行を実施していただいているところである。

とくに，昨今は，解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークショ ン販売，許可を持たない事業者への名義貸し，解体ヤードでの無許可解体等の

複雑な課題も散見され，これらの課題についても取組を進めていただきたい。

## （3）不法投棄等の状況及び解消に向けた対応について

各地方公共団体の協力を得て，令和 3 年 3 月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は，自動車リサイクル法施行時期（平成 1 7 年 1 月 1 日）前の約 22 万台（平成 16 年 9 月末）から約 0.49 万台（令和 3年3月末）へと大幅に減少している。

また，事案当たり100台以上の大規模案件の件数及び台数については，法施行当初と比べ全国で 450 件から 12 件，約 13 万台から約 0.22 万台へと大幅に減少しているものの，前年度からは全国で 8 件• 0.13 万台であり，件数•台数ともに微増した。

また，不法投棄等の未然防止及び解消に関し，自動車リサイクル法第105条に基づき指定されている指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進 センター）では，特定再資源化預託金等を活用し，自動車リサイクル法第106条第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

令和 2 年度は，離島対策支援事業として 81 市町村に 25,390 台分の輸送経費 として 122 ， 891 千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については支援要請 はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており，各地方公共団体におかれ ては，必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ，引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解消 に向けた対応をお願いしたい。
＜参考資料＞
離島対策支援事業について
https：／／www．jarc．or．jp／automobile／designated－corp／recycle／support／
不法投棄等対策支援事業について
https：／／www．jarc．or．jp／automobile／designated－corp／recycle／unlawfuldumping／

## 自動車リサイクル制度の施行状況の評価•検討について（意見具申）の概要 產業溝造審倳会産業技術䍗境分科会廃案物・リサイクル小委員会報告書）

- H17年施行以降，リサイクル・適正処理の観点から，自動車リサイクル制度は順調に機能している。
- カーボンニュートラル実現や，それに伴う電動化の推進や使い方への変革等を見据え，将来におけ る自動車リサイクル制度の方向性について検討が必要。

1．自動車リサイクル制度の安定化•効率化
－新車購入時にユーザーが負担する リサイクル料金が余剰となっている。
－メーカーが実際にリサイクルに要した費用のみを受け取り，余剰部分をユーザーが負担するリサイクル料金の割引等にあて る仕組みの導入

2．3Rの推進•質の向上
－自動車破砕残さ（ASR）のマテリア ルリサイクルの割合が低い。

3 ．変化への対応と発展的要素
－2050年カーボンニュートラルや電動化•車の使い方の変革といった変化が起きている。
－プラスチックやガラス等の素材の回収に取り組む解体業者等 に対してインセンティブを与える制度の検討
－Car to Carリサイクル等の再生資源利用を進めるため，必要な技術開発やノサイクル料金の割引制度の検討
－設計•解体事例の横展開による環境配慮設計の導入や解体に係る情報提供
－新しい部品（リチウムイオン電池等）•素材（CFRP等） の回収・リユース・リサイクルの技術開発•体制整備の検討
－カーボンニュートラルの実現に向けて，自動車リサイクルから の温室効果ガス排出実態を早急に把握し，排出削減対策等の必要な施策を実施

## 3．（1）カーボンニュートラル実現や，それに伴う電動化の推進や車の使い方の変革への対応

自動車リサイクルにおけるCN 実現に向けた調査検討（1）＞「自動車リサイクル制度の施行状況の評価•検討に関する報告書」（令和 3 年7月）における「使用済自動車全体の資源循環における温窒効果がス排出量を削減するため，解体•破砕段階で回収される部品•素材等を含め現在の排出実態を早急に把握し，排出削減対策等の必要な施策を講じるべきである。」との提言を受け，7月より環境省請負業務により調查を開始。

## 【調査内容】

（1）自動車リサイクル過程における温室効果ガス排出量の把握
解体•破砕段階で回収される部品•素材等を含む自動車リサイクル全体（フロン類回収，解体，破砕， ASR再資源化，蓄電池等の部品•素材のリユース・リサイクル等）の温室効果ガス排出量を把握•算定。

現在，文献調査，及び関係事業者へのヒアリングを通じて活動量を調査中

## ⑳50年CN実現に向けた自動車リサイクルにおける施策の検討

（1）で把握した排出量や電動化や車の使い方の変革等による自動車リサイクルへの影響要素を整理した上 で，自動車リサイクル全体において想定される温室効果がス排出削減対策や削減効果等を整理。

## 3．（1）カーボンニュートラル実現や，それに伴う電動化の推進や車の使い方の変革への対応自動車ササイクルにおおけるCN 実現に向けた調査検討（2）

＞カーボンニュートラルの調査検討については，廃棄物•資源循環分野における中長期シナリオや各業界での対応等も踏まえ検討を進めるとともに，結果については，資源回収インセンティブを始めとした自動車リサイクルの各種施策の検討や次期循環基本計画等の検討にも活用していく。


## 9．太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

使用済再生可能エネルギー設備（特に，太陽光発電設備，太陽熱利用設備及 び風力発電設備）については，平成 24 年 7 月から開始した固定価格買取制度 の影響もあって導入が急速に進んでおり，将来的には多量に使用済みとなった ものが廃棄される。このため，リサイクルをはじめ，その廃棄時における適正 な処理を推進していくことが重要である。

平成 24 年度から，使用済太陽光発電設備等の撤去，運搬，リユース・リサ イクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討を行っている。平成 27 年度には，「太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関 する報告書」及び今後のロードマップをとりまとめ，ロードマップに沿った施策の一環として，平成 28 年 4 月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」をとりまとめ，公表している。

その後，中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の指摘（平成 29 年2月） や太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果に基づく勧告に関する総務省勧告（平成 29 年 9 月）や熊本地震の災害対応などを踏まえ，内容の見直しを行い，平成 30 年 12 月に第二版をとりまとめ，公表するとともに，本ガ イドラインの周知を自治体及び関連事業者等へ行っている。また，令和3年5月には「太陽光パネルの適切なリユース促進ガイドライン」を策定している。ま た，高効率な太陽光パネルリサイクル設備に対する補助や実証事業等も実施し ている。

本年度は，適切なリユース促進ガイドラインの周知や使用済太陽光発電設備 のリサイクル等の推進に向けて，引き続き取り組んでまいりたい。

なお，令和 2 年 6 月に成立した「強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）の一部改正が行われ，同法の認定を受けて売電を行っている事業用太陽光発電事業 （10kW以上）の認定事業者に対し，事業を終えた太陽光発電設備の解体•廃棄等に係る費用について，原則として外部機関への積立てが義務付けられるこ ととなり，令和 4 年 4 月に施行された。今回の改正法では，併せて，自治体等 が廃棄物処理法等の再エ不特措法以外の法律の規定に基づき，行政代執行等に よって太陽光発電設備の解体等を行った場合，事後的に当該自治体等が当該積立金を取り戻せる規定を設けている。認定事業者は，廃棄物処理法等に基づき，事業を終えた太陽光発電設備の廃棄等の責任を負うところ，本規定は解体等の責務を認定事業者以外に転嫁するとの趣旨ではなく，他の法令の規定及び当該規定の目的に合致する範囲で，認定事業者以外の者が解体等を事実上実施した場合に，積立金の取戻しを可能とするとの趣旨である。認定事業者等が積立て に関して遵守を求められる事項の考え方については，資源エネルギー庁より公表されている「廃棄等費用積立ガイドライン」（令和 3 年 9 月公表，令和 4 年

4月改定）を参照いただきたい。
＜参考資料＞
太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）
http：／／www．env．go．jp／recycle／recycling／renewable／index．html
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）
https：／／www．env．go．jp／press／files／jp／110514．pdf
太陽光発電設備の廃重処分等に関する実態調査＜結果に基づく勧告＞
http：／／www．soumu．go．jp／menu＿news／s－news／107317＿0908．html
太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン
http：／／www．env．go．jp／press／109600．html
太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理
https：／／www．meti．go．jp／shingikai／enecho／shoene＿shinene／shin＿energy／taiyoko＿hai
kihiyo＿wg／pdf／201901210＿01．pdf
強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する
法律案【エネルギー供給強靭化法案】
https：／／www．meti．go．jp／press／2019／02／20200225001／20200225001．html
廃葉等費用積立ガイドライン
https：／／www．enecho．meti．go．jp／category／saving＿and＿new／saiene／kaitori／dl／fit＿20
17／legal／haiki＿hiyou．pdf

10．使用済紙おむつのリサイクルの推進について

## 使用瀧紙おむつ再生利用等の梖要

－紙おむつの素材は，上質パルプ，樹脂，高分子吸収材から構成。現在は主に焼却処理されているが，リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能。


| 素材 | 構成比率の例 |
| :---: | :---: |
| 上質パルプ | $52 \%$ |
| 樹脂 | $28 \%$ |
| 高分子吸収材 | $20 \%$ |

＜使用済紙おむつ再生利用等による効果＞

## －市区町村

焼却処理の最適化•費用の低減，資源の有効利用•埋立処分量の削減，CO2排出量の削減 等
－事業者
廃容物処理費用の低減，企業評価の向上 等

## －社会

資源の有効利用の環境面の効果，地域の活性化，産業の発展 等

〈使用済紙おむつ再生利用等検討時の課題〉

- 衛生面を含む適正処理の確保への懸念
- リサイクル技術等に関する情報の不足

紙おすつリサイクルを実施する際の留意点をまとめたガイドラインを令和2年3月に箣定

## 環境少における取縕

（1）ガイドラインの普及
＞ガイドラインの説明，再生利用等事業者と市区町村のマッチング説明会の開催
＞ガイドラインの普及啓発資料の作成
② 市区町村へのコンサルティング
＞市区町村への意向調査
＞コンサルテイングの実施（意見交換，有識者派遣等）
（3）導入支援
＞市区町村の設置する再生利用等施設に対する
一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金支援
＞民間事業者が利用可能な補助金等に関する情報提供


周知チラシ
（4）使用済紙おむつの再生利用等に関する調査
＞使用済紙おむつの再生利用等に関する事例調査（市区町村，排出事業者，再生利用等事業者）

## 11．リユースの推進について

## （1）リユースの現況

3 R のうち，各種リサイクル法の施行等によりリサイクルは進展しつつある が，製品の適正な継続利用の促進を通じた廃棄物の減量化（リユース）につい ては，より一層の促進が必要である。第四次循環型社会形成推進基本計画にお いても，循環型社会形成に取り組むべき課題の一つとして，リユースをはじめ とした 2 R 型ビジネスモデルの確立•普及を促進することが求められている。平成 21 年度より我が国全体でのリユースの市場規模やビジネスの状況を調査を行っており，調査結果については，下記参考資料のとおり掲載しているの で，御参照いただききたい。
また，令和 4 年度は，リユース関連事業者や市民団体等と連携した先導的な リユース施策を実施しようとする地方公共団体を支援する「使用済製品等のリ ユースに関する自治体モデル実証事業」を実施し，その成果を発信することで，他の地域への普及展開を図っていく予定である。政令指定都市におかれては， このような事業を活用し，廃棄物となる前にリユースとして有効的な利用を促進していただき，都道府県におかれては貴管内市町村への周知をお願いしたい。

```
＜参考資料＞
使用済製品等のリユースの促進について
http：／／www．env．go．jp／recycle／circul／reuse／index．html
```

令和 4 年度 使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の公募について （報道提供）
https：／／www．env．go．jp／press／111065．html

## （2）リユースの手引き等の資料について

環境省では，リユースの取組推進のため，手引き等の資料を公開している。
リユース業界向けには，コンプライアンス向上のために，リユース業界に関係する法令をとりまとめた，「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境 の整理」，「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にしていただくためにも，貴管内市町村への周知をお願いしたい。

事業者向けの資料は，市町村によるリユース取組を育成するための「市町村 による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」や，事業所から排出 される使用済製品（オフィス家具•OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた「オフィス等から発生する使用済製品リユースのた めの手引き」を公開している。貴都道府県及び貴管内市町村においても，リユ

ース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思わ れる。是非，貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに，貴管内市町村への周知をお願いしたい。

広く市民の方を対象にした資料としては，リユースの取組について知ってい ただくことを目的として整理した「リユース読本」を公開している。令和3年度には，古材（古民家の解体時や改修時に，再利用建材として取り出されたも のをいう。）をリユースすることによる環境面の魅力等を広く知っていただき，古材リユースを促進する観点から作成したパンフレット「古材リユースのすす め」を公開した。貴都道府県におかれても，これらの資料を参考に，リユース の取組を推進していただきたい。

## ＜参考資料＞

リユース業に関する環境関連法パンフレット
http：／／www．env．go．jp／recycle／circul／reuse／pamph01．pdf
リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理
http：／／www．env．go．jp／recycle／circul／reuse／seiri．pdf
リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理
http：／／www．env．go．jp／recycle／circul／reuse／seiri＿igai．pdf
市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き
http：／／www．env．go．jp／press／files／jp／27577．pdf
オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き
http：／／www．env．go．jp／press／files／jp／102969．pdf
リユース読本
http：／／www．env．go．jp／recycle／tokuhon－1．pdf
古材リユースのすすめ
https：／／www．env．go．jp／guide／pamph＿list／list＿ja01．html

